

傍 聴 要 領

久喜市自治基本条例推進委員会

- 1 会議を傍聴する手続
 - (1) 会議の傍聴を希望する方は、傍聴整理券を受け取ってください。
 - (2) 会場への入室は先着順で行い、原則として、定員を超えての入室はできませんのでご了承ください。
 - (3) 傍聴者は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

- 2 会議の秩序の維持
 - (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
 - (2) 傍聴者が、会議を傍聴するに当たって守るべき事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退席していただく場合があります。

- 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項
傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場において発言しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) みだりに席を離れないこと。
 - (5) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (6) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (7) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
ただし、委員会の長が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。